

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当

## 児童扶養手当

母子・父子世帯等の安定を図り、自立を促進することを目的に、父母の離婚・父（母）の死亡などによって、父（母）と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。（支給要件あり）

※令和元年11月から支給回数が増えになります。

8月→11月→令和2年1月 以降は偶数月が支給月。

全部支給	42,910円
一部支給	10,120円～42,900円

児童2人目は10,140円の加算、3人目以降は6,080円を加算。  
（全部支給の場合）

※令和元年8月支給分から、支給額が改定されます。

## 特別児童扶養手当

精神または身体に障がいがある20歳未満の児童を監護している父か母、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。（支給要件あり）

重度障害児（1級）	一人につき 52,200円
中度障害児（2級）	一人につき 34,770円

### ●問合せ

福祉事務所 子育て支援係 TEL 75-4961



## 児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方へ

8月は、現況届の月です。

現況届は、受給者の前年の所得状況と8月現在の児童養育状況を確認するためのものです。提出がない場合、受給資格があっても、手当が受けられなくなります。

また、2年以上提出がないと時効となり、支払いを受ける権利がなくなりますので、ご注意ください。

※市役所西別館のみの受付

### ●問合せ

福祉事務所 子育て支援係 TEL 75-4961

無料配布中！

## 子育てガイドブック 2019年-2020年版

市では、地域のふれあいの中で安心して子どもを産み育てることができるよう子育て支援の各種取組をすすめています。

この度、子育てガイドブック2019年-2020年版が完成しました。妊娠から出産・育児に関する情報を一冊にまとめてお届けしています。この冊子の内容は、市ホームページでも電子書籍版をご覧ください。

また、スマートフォンで手軽に見ることができますので、日々の暮らしや子育てに、ぜひ、ご活用ください。

わが街辞典

検索

クリック

### ●配布場所・問合せ先

うきは市福祉事務所 子育て支援係 TEL 75-4961

